

吸収分割に関する事前開示書類
(簡易吸収分割/略式吸収分割)

2023年3月16日

エア・ウォーター株式会社

エア・ウォーター・メディカル株式会社

2023年3月16日

各位

大阪府中央区南船場二丁目12番8号
エア・ウォーター株式会社
代表取締役社長 白井 清司

埼玉県狭山市新狭山二丁目12番27号
エア・ウォーター・メディカル株式会社
代表取締役社長 中山 恵嗣

吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割会社/会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社/会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

エア・ウォーター株式会社（以下「エア・ウォーター」という。）及びエア・ウォーター・メディカル株式会社（以下「AWメディカル」という。）は、2023年3月16日付でエア・ウォーターを吸収分割会社、AWメディカルを吸収分割承継会社とする吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2023年7月1日として、エア・ウォーター メディカルプロダクツユニット内の医療事業に関する権利義務の一部をAWメディカルに承継させることにいたしましたので、会社法の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収分割契約の内容
別紙1に記載のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の分割につき、分割対価の交付はありません。
3. 効力発生日に剰余金の配当等として、吸収分割承継会社の株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項
該当事項はありません。
4. 分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権の定め相当性に関する事項
該当事項はありません。

5. 吸収分割会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

エア・ウォーターは、有価証券報告書および四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」又はエア・ウォーターの下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://www.awi.co.jp/ja/ir/library/securities.html>

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

①中国電力株式会社との合弁会社（2社）に関する株式の取得及び譲渡

エア・ウォーターは、2022年10月28日の取締役会において、中国電力株式会社（以下、「中国電力」という。）との合弁会社であるエネルギー・パワー山口株式会社（旧エア・ウォーター&エネルギー・パワー山口株式会社、以下、「EP山口」という。）とエア・ウォーター小名浜バイオマス電力株式会社（旧エア・ウォーター&エネルギー・パワー小名浜株式会社、以下、「AW小名浜」という。）について、エア・ウォーターと中国電力との間で株式の取得及び譲渡を行うことを決議し、2022年11月28日に株式譲渡契約書を締結し、2023年1月18日に取引が完了しました。本株式の取得及び譲渡により、EP山口は中国電力の完全子会社、AW小名浜はエア・ウォーターの完全子会社となりました。

②エア・ウォーター・エレクトロニクス株式会社への会社分割

2023年4月1日を効力発生日とし、エア・ウォーターを吸収分割会社、エア・ウォーター・エレクトロニクス株式会社（本店 大阪府守口市寺内町二丁目7番27号）を吸収分割承継会社として、エア・ウォーターエレクトロニクスユニット内の特殊材料事業及びバルクガス事業に関する権利義務の一部を、エア・ウォーター・エレクトロニクス株式会社に承継させる吸収分割契約を2023年2月8日に締結しております。

③エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社への会社分割

2023年4月1日を効力発生日とし、エア・ウォーターを吸収分割会社、エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社（本店 神奈川県平塚市田村三丁目3番32号）を分割承継会社として、エア・ウォーターエレクトロニクスユニット内の特殊機器事業に関する権利義務及びエア・ウォーターが保有する日本電熱株式会社とメカトロ・アソシエーツ株式会社の全株式を、エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社に承継させる吸収分割契約を2023年2月8日に締結しております。

6. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

①エア・ウォーター・メディカル株式会社との吸収合併

2022年10月1日を効力発生日とし、株式会社医器研（本店 埼玉県狭山市新狭山二丁目12番27号）を吸収合併存続会社、エア・ウォーター・メディカル株式会社（本店 東京都品川区西五反田二丁目12番3号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で商号を「株式会社医器研」から「エア・ウォーター・メディカル株式会社」に変更しております。

7. 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社であるエア・ウォーター及び吸収分割承継会社であるAWメディカルのそれぞれの資産及び負債について、本吸収分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても、両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、両社が負担すべき債務については、履行の見込み没有问题なものとしております。

8. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項をただちに開示いたします。

以上



吸収分割契約書

エア・ウォーター株式会社（以下、「甲」という。）とエア・ウォーター・メディカル株式会社（以下、「乙」という。）は、第1条に定める甲の事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、効力発生日（第3条において定義する）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲のメディカルプロダクツユニット内の医療事業（但し、医療用酸素、医療用窒素、その他の医療用ガスの製造販売に関する事業を除く。以下「本対象事業」という。）に関して有する第4条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割当事会社の商号および住所）

本吸収分割の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次の通りである。

(1) 吸収分割会社

(甲) 商号：エア・ウォーター株式会社

住所：大阪市中央区南船場二丁目12番8号

(2) 吸収分割承継会社

(乙) 商号：エア・ウォーター・メディカル株式会社

住所：埼玉県狭山市新狭山二丁目12番27号

第3条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、2023年7月1日とする。但し、本吸収分割手続の進行に応じ必要があると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務）

乙は、効力発生日において本対象事業に属する別紙「承継権利義務明細表」に掲げる資産、負債、契約、その他の権利義務を甲より承継する。

第5条（分割対価の交付）

乙は、本吸収分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を交付しない。

第6条（増加すべき資本金および資本準備金の額）

乙が本吸収分割により増加すべき資本金及び資本準備金の額は次の通りとする。

(1) 増加すべき資本金 0円

(2) 増加すべき資本準備金 0円

第7条（株主総会による承認等）

1. 甲は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを決定する。

第9条（従業員の処遇）

乙は、効力発生日において本対象事業に主として従事する甲の従業員と甲との間の雇用契約を承継しないものとし、甲は効力発生日において本対象事業に主として従事する甲の従業員を甲から乙へ在籍出向させるものとする。

第10条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲または乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他必要がある場合は、甲乙協議の上、本契約に定める分割条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（競業禁止義務の免除）

甲は、本吸収分割の効力発生後も、乙に対し、本対象事業について競業禁止義務を一切負わないものとする。

第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

本契約の成立を証するため契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、本証を乙が、写しを甲が保有する。

2023年3月16日

甲 大阪市中央区南船場二丁目12番8号
エア・ウォーター株式会社
代表取締役社長 白井 清司



乙 埼玉県狭山市新狭山二丁目12番27号
エア・ウォーター・メディカル株式会社
代表取締役社長 中山 恵嗣



承継権利義務明細表

本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務の明細は、効力発生日において本対象事業に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産および負債については、2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、効力発生日の前日までの承継する資産および負債の増減を加除したうえで確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本対象事業に属する流動資産のうち、本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

(2) 固定資産

①有形固定資産

本対象事業に属する土地、建物を含む有形固定資産のうち、本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

②無形固定資産

本対象事業に属するのれんを含む無形固定資産のうち、本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

③投資その他の資産

本対象事業に属する投資その他の資産のうち、本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本対象事業に属する流動負債のうち、本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

(2) 固定負債

本対象事業に属する固定負債のうち、本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

3. 承継する契約関係

本対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

4. 承継するその他の権利義務等

会社分割に伴う承継が可能な本対象事業に属する関係法令上の届出、登録、または許認可、免許等。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

以上



貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,907,186	流動負債	1,029,394
現金及び預金	254	買掛金	356,985
受取手形	4,344	電子記録債務	385,242
売掛金	390,066	未払金	34,479
未収入金	7,900	設備未払金	5,158
商品及び製品	30,340	未払費用	12,175
仕掛品	4,770	未払法人税等	116,631
原材料及び貯蔵品	552,537	未払消費税	20,046
前払費用	4,262	賞与引当金	45,526
繰延税金資産	38,163	品質対策引当金	44,472
C M S 預け金	1,865,146	その他	8,677
その他	9,398	固定負債	114,774
固定資産	320,428	退職給付引当金	114,774
有形固定資産	88,459	負債合計	1,144,169
建物及び構築物	44,928	純資産の部	
機械及び装置	7,189	株主資本	2,083,444
工具器具備品	33,340	資本金	290,000
建設仮勘定	3,000	資本剰余金	550
無形固定資産	12,853	資本準備金	550
ソフトウェア	12,305	利益剰余金	1,792,894
電話加入権	469	利益準備金	71,950
商標権	77	その他利益剰余金	1,720,944
投資その他の資産	219,116	別途積立金	3,700
長期前払費用	182,331	繰越利益剰余金	1,717,244
繰延税金資産	35,170	純資産合計	2,083,444
敷金及び保証金	1,504	負債及び純資産合計	3,227,614
その他	110		
資産合計	3,227,614		

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位千円)

	金	額
売上高		3,230,655
売上原価		2,626,400
売上総利益		604,254
販売費及び一般管理費		216,927
営業利益		387,327
営業外収益		
受取利息	149	
受取配当金	3	
その他の営業外収益	47,274	47,427
営業外費用		
その他の営業外費用	10	10
経常利益		434,744
特別損失		
固定資産除却損	45	
その他特別損失		45
税引前当期純利益		434,699
法人税、住民税及び事業税		151,777
法人税等調整額		-24,297
当期純利益		307,218

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位千円)

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金			
2021年4月1日残高	290,000	550	550	71,950	3,700	1,564,886	1,640,536	1,931,086	1,931,086
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						-154,860	-154,860	-154,860	-154,860
当期純利益						307,218	307,218	307,218	307,218
事業年度中の変動額合計	0	0	0	0	0	152,358	152,358	152,358	152,358
2022年3月31日残高	290,000	550	550	71,950	3,700	1,717,244	1,792,894	2,083,444	2,083,444

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料	…	総平均法による原価法
貯蔵品	…	最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く) … 定額法

無形固定資産

(リース資産を除く) … 定額法

ただし、ソフトウェア(自社使用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産 … 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金 … 従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金 … 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

品質対策引当金 … 製品に対する無償サービスの支出に備えるため、無償交換部品実績に基づき見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

(6) 連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を適用しております。

(7) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。

ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)を適用する予定であります。

(8) 消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方法によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額 547,448 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 337,201 千円

短期金銭債務 5,658 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,851,463 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式総数 普通株式 580,000 株

(2) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2021年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議いたしました。

配当金総額 75,980 千円

1株当たり配当額 131 円

基準日 2021年3月31日

効力発生日 2021年6月25日

2021年11月25日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

中間配当金総額 78,880 千円

1株当たり配当額 136 円

基準日 2021年9月30日

効力発生日 2021年12月24日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月27日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

配当金総額	74,820 千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	129 円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月28日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生主な原因

賞与引当金	13,867 千円
退職給付引当金	34,960 千円
品質対策引当金	13,546 千円
その他の他	10,960 千円
<hr/>	
繰延税金資産合計	73,333 千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,592 円 14 銭
(2) 1株当たり当期純利益	529 円 68 銭